

事務連絡
令和2年3月6日

都道府県
各指定都市 ひとり親家庭支援担当部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

新型コロナウイルス感染症への対応に係る
高等職業訓練促進給付金の取扱いについて

高等職業訓練促進給付金の取扱いに関し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、養成機関が休校等となった場合や、又は感染者等、感染が疑われる者等及び新型コロナウイルス感染症の影響で子ども（小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等に通学、通園するものに限る。）の養育が必要となり、養成機関に出席できなかった日が生じた場合等が想定されます。

この場合における養成機関への出席の考え方については、柔軟な取扱いを可能としますので、各都道府県におかれては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対し周知をお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 就業支援係
電話：03-5253-1111(内線 4888)